



4. 年金・手当

年金・手当は、申請し、認定されなければ、受給できません

(1) 障害年金

障害年金は、法令に定める障がい状態により、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師等の診療を受けた日に国民年金に加入していた又は20歳前の場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

また、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残ったときは、障害手当金を受け取ることができる制度があります。

障害年金を受け取るには、受給要件があり年金保険料納付状況などの条件が設けられています。なお、障がい者手帳の等級とは異なります。

■ 支給額（令和4年度の額 子の加算なし）

障害基礎年金・・・1級 972,250円（年額）
2級 777,800円（年額）

※ 物価変動等により改定があります。

障害厚生年金・障害手当金・・・請求される方により金額が異なります。

■ 支給内容

偶数月に2か月分ずつ日本年金機構から本人へ支給されます。

■ 問い合わせ先

日本年金機構水戸南年金事務所 TEL 029-227-3253
国保年金課（障害基礎年金のみ）TEL 0299-90-1145

(2) 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金などを受給できない障がい者に「特別障害給付金制度」があります。

■ 支給対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生（夜間部、定時制、通信制を除く）
 - ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金や共済組合加入者の配偶者
- 上記いずれかに該当する方で、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級の障がい状態にある。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当し請求された方

■ 支給額（令和5年度の額 物価変動等により改定があります。）

障害基礎年金の1級の状態にある方 月額53,650円
障害基礎年金の2級の状態にある方 月額42,920円

■ 問い合わせ先

日本年金機構水戸南年金事務所 TEL 029-227-3253
国保年金課 TEL 0299-90-1145